

令和6年度

～奨励金の内容を拡充しました～

ふくい業務改善・賃上げ応援事業

# (B) 奨励金

- ①事業場内最低賃金を**全国平均以上※**に引き上げた場合
  - ②事業場内最低賃金を**1,000円以上かつ60円以上**引き上げた場合
- 国の「業務改善助成金」の申請者  
で、①・②のいずれかを満たす場合

対象となる労働者1人あたり

## 10万円



賃金

賃金

上記のうち、事業場内最低賃金を  
**90円以上**引き上げた場合

対象となる労働者1人あたり

## 5万円

### 加算

※令和6年度最低賃金全国平均額が令和6年8月29日に公表となっていることから、全国平均額については以下のとおりとしています  
(1)賃金引上げ日が令和6年8月28日以前→全国平均額 1,004円 (2)賃金引上げ日が令和6年8月29日以後→全国平均額 1,055円

### 支給対象

以下の条件を満たす場合申請が可能です

詳細は支給要綱をご確認ください

#### 国の「業務改善助成金」の申請者

令和6年4月1日～令和7年3月31日までの期間に  
交付決定通知を受けている事業者

#### 「社員ファースト企業」宣言の登録

「賃金の引き上げ」の取り組みを含む  
宣言の登録が必要になります



#### 「パートナーシップ構築宣言」の登録



### ①

事業場内最低賃金を  
**全国平均※以上**に  
引き上げた事業者

①or②のいずれか

### ②

事業場内最低賃金を  
**1,000円以上かつ60円以上**に  
引き上げた事業者

### 申請期限

令和7年3月31日(月)

令和7年6月30日(月)

※期限延長しました

予算の範囲内で交付するため、申請期限までに募集を終了する場合があります

### 提出書類

<申請時>

- 国の「業務改善助成金」の  
事業実施計画書の写し
- (B)支給申請書兼請求書(様式1)
- その他添付書類※

※その他添付書類については県HPをご確認ください

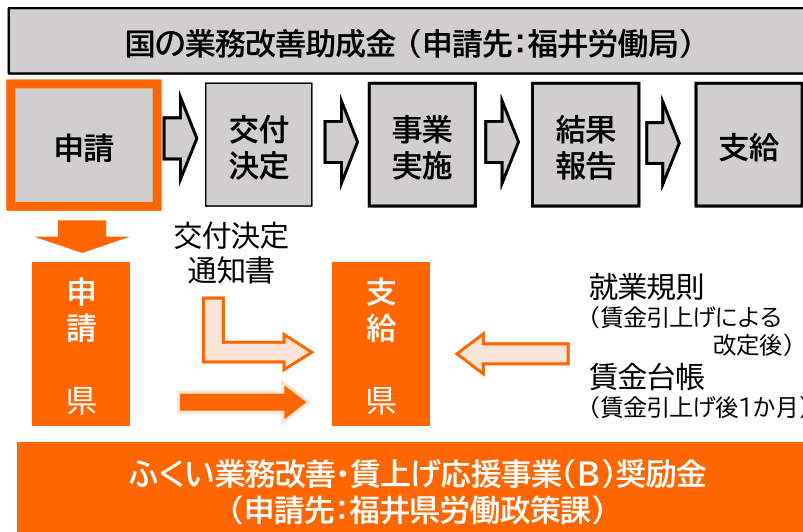
<国の交付決定通知書受領後>

- 国の「業務改善助成金」の  
交付決定通知書の写し

<賃金引上げ後>

- 賃金引上げによる改定後の就業規則
- 賃金台帳(賃上げ後1か月)

手続きの流れ



Information  
お問合せ

福井県産業労働部労働政策課 働き方改革G  
〒910-8580 福井市大手3丁目17-1  
TEL:0776-20-0389 FAX:0776-20-0648  
E-Mail:rousei@pref.fukui.lg.jp

「福井県ホームページ」

